平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:科学技術振興機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びに その所属する部局の名 称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	随意契約によること とした業務方法書又 は会計規程等の根拠 条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	随意契約によらざるを得ない 事由	随意契約によら ざるを得ない場 合の根拠区分	備考
川ロセンタービル計画修繕 工事	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部契約 岩馬京都千代田区四番町 5-3	平成26年10月1日	戸田ビルパートナー ズ株式会社 東京都江東区有明3- 7-18	契約の相手先は、建 物管理規約で指定さ れた業者であり、競 争を許さないため。 (会計規程第32条第4 項)	非公表	2, 514, 099円	1	-	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)であるため。	5	
平成26年度熱料金	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 日本科学未来館副館長 片山正一郎 東京都江東区青海2-41	平成26年10月1日	東京臨海熱供給株式 会社 東京都江東区有明3-1	当該地域で供給を行 うことが可能な業者 は同社だけであり、 競争に適さないた め。(会計規程第32 条第4項)	非公表	9, 359, 328円	-	-	当該場所でなければ行政事務 を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給 者が一に特定される賃貸借契 約(当該契約に付随する契約を 含む。)であるため。	5	
委託管理費(サイエンスプ ラザ共用部分)電気料	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部契約室長 岩田一彦 東京都千代田区四番町 5-3	平成26年10月6日	サイエンスプラザ管 理組合 東京都千代田区四番 町5-3	契約の相手方は立立地 条件による物件の 会社でも 会社でついき 会社でついき 対しての 要として 対力にで 対力にで ささない 対して の 会社に 競り、 の 表土 行うない 会社 の の 会社 の の の の の の の の の の の の の の の	非公表	1, 252, 213円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
J S T 専有部分電気料	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部契約室長 岩田一彦 東京都千代田区四番町 5-3	平成20年10月0日	サイエンスプラザ管 理組合 東京都千代田区四番 町5-3	契約の相手方は立地 条件による物件の選問 会社であり、大き 会社であり、大き がしての 対しての 対して適さされた 気 (会計規程第32条第4 項)	非公表	5, 485, 857円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
ガス料	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部契約室長 岩田一彦 東京都千代田区四番町 5-3	平成26年10月6日	サイエンスプラザ管 理組合 東京都千代田区四番 町5-3	契約の相手方は立地 条件によって選定管理 れた当該物件の支理 会社であり、光熱水 料につい上当該会が 対して行うため、め 争に適さないため。 (会計規程第32条第4 項)	非公表	1, 053, 137円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	

水道料	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部契約室長 岩田一彦 東京都千代田区四番町 5-3	平成26年10月6日	サイエンスプラザ管 理組合 東京都千代田区四番 町5-3	契約の相手方は立地 条件によって選の管理 れた当該物件、光支社で 会社でのいて支 対について 契約ま上当方とが 対して 対して 対して 対した ささなし、 が 会計規程第32条第4 項)	非公表	1,561,198円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
J S T 専有部分電気料	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部契約室長 岩田一彦 東京都千代田区四番町 5-3	平成26年10月6日	サイエンスプラザ管 理組合 東京都千代田区四番 町5-3	契約の相手方は立地 条件による物件の場合 れた当該物件の熱性に 会社でのい当支 対しての 製力しで 対して 対して が が が が が が が が が が が が が が が が が が が	非公表	1, 191, 553円	ı	ı	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
東京本部別館光熱水料	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部契約室長 岩田一彦 東京都千代田区四番町 5-3	平成26年10月8日	野村不動産株式会社 東京都新宿区西新宿 1-26-2	契約の相手方は立立地 条件に当該物件の 会社での 会社での 会社でつい 書上行うたい 契りし 適会 が が は に き に さ き に さ き に う た り 、 の き き う た り て の り ま り て の り ま り て の り ま り て り て り た う た り た り た り た り た り た り た り た り た	非公表	4, 107, 134円	1	1	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
平成26年度水道・下水道 料金	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 日本科学中郎 東京都江東区青海2-41	平成26年10月10日	東京都水道局 東京都江東区新砂1- 7-2	当該地域で供給を行うことが可能な業者 は同社だけであり、 競争に適さないた め。(会計規程第32 条第4項)	非公表	1, 288, 044円	1	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給 又は提供を受けるもの(提供を 行うことが可能な業者が一の 場合)であるため。	8	
本部光熱水費	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部契約室長 岩田一彦 東京都千代田区四番町 5-3	平成26年10月20日	野村不動産パート ナーズ株式会社 東京都新宿区西新宿 1-26-2	契約の相手方は立地 条件による物件の機能 れた当該物件の熱水 とでのいきでの 対しての が表がして が表がして が表がした。 が表が があり、 での が表が があり、 が表が があり、 が表が があり、 が表が があり、 があり、 があり、 があり、 があり、 があり、 があり、 があり	非公表	1, 150, 651円	1	1	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
官報掲載「独立行政法人科 学技術振興機構平成25事 業年度財務諸表に関する公 告」	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部契約室長 末京都千代田区四番町 5-3	平成26年10月22日	東京官書普及株式会 社 東京都千代田区神田 錦町1-2	官報公告掲載料金は、 国立印刷局の定めに より決定しており料 金の競争性がないた め。(会計規程第32条 第4項)	非公表	3, 646, 755円	1	-	官報、法律案、予算書又は決 算書の印刷等	6	
平成 2 6 年度熱料金	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 日本科学未来館副館長 片山正一郎 東京都江東区青海2-41	平成26年11月1日	東京臨海熱供給株式 会社 東京都江東区有明3-1	当該地域で供給を行うことが可能な業者 は同社だけであり、 競争に適さないた め。(会計規程第32 条第4項)	非公表	8, 388, 117円	1	-	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)であるため。	5	

J S T 専有部分電気料	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部少室長 岩田一彦 東京都千代田区四番町 5-3	平成26年11月5日	サイエンスプラザ管 理組合 東京都千代田区四番 町5-3	契約の相手方は立地 条件にようで選定管 れた当該物件の 会社であり、大 料についての 契約は 対して行うため、 争に適さないため。 (会計規程第32条第4 項)	非公表	5, 013, 682円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給 又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の 場合)であるため。	8	
J S T 専有部分電気料	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 经理部契約室長 岩田一彦 東京都千代田区四番町 5-3	平成26年11月5日	サイエンスプラザ管 理組合 東京都千代田区四番 町5-3	契約の相手方は立地 契約によって選定管理 会性では一次では一次では 会社であり、で支担 会社でのいての会社は 契約書上当該をめ、対 対して行うないたとめ。 (会計規程第32条第4 項)	非公表	1, 131, 709円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給 又は提供を受けるもの(提供を 行うことが可能な業者が一の 場合) であるため。	8	
東京本部別館光熱水料	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部契約室長 岩田一彦 東京都千代田区四番町 5-3	平成26年11月7日	野村不動産株式会社 東京都新宿区西新宿 1-26-2	契約の相手方は立地 条件による物件の 場合 を を を を を を を を を を を を を を を を を を	非公表	3, 598, 221円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
平成26年度水道·下水道 料金	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 日本科学未報副館長 片山正郎 東京都江東区青海2-41	平成26年11月10日	東京都水道局 東京都江東区新砂1- 7-2	当該地域で供給を行 うことが可能な業者 は同社だけであり、 競争に適さないた め。(会計規程第32 条第4項)	非公表	1, 538, 257円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給 又は提供を受けるもの(提供を 行うことが可能な業者が一の 場合)であるため。	8	
平成26年度熱料金	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 日本科学未来館副館長 片山正郎 東京都江東区青海2-41	平成26年12月1日	東京臨海熱供給株式 会社 東京都江東区有明3-1	当該地域で供給を行うことが可能な業者 は同社だけであり、 競争に適さないた め。(会計規程第32 条第4項)	非公表	8, 304, 641円	-	-	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることが不可能であることがら場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)であるため。	5	
J S T 専有部分電気料	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部契約室長 岩田一彦 東京都千代田区四番町 5-3	平成26年12月3日	サイエンスプラザ管 理組合 東京都千代田区四番 町5-3	契約の相手方は立地 条件には立物件の機能を れた当該物件の機能を 会社であり、光支 料につ書上の 対して 対しの書と 対して が 対した が が が が が が が が が が が が が が が が が が が	非公表	5, 344, 173円		-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	

水道料	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部契約室長 岩田一彦 東京都千代田区四番町 5-3	平成26年12月3日	サイエンスプラザ管 理組合 東京都千代田区四番 町5-3	契約の相手方は立地 条件による物件の選定 れた当該物件の整理 会社であり、大支払は 契約書上当方とがあれて 対して適ささいため。 (会計規程第32条第4 項)	非公表	1, 421, 532円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
J S T 専有部分電気料	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部契約室長 岩田一彦 東京都千代田区四番町 5-3	平成26年12月3日	サイエンスプラザ管 理組合 東京都千代田区四番 町5-3	契約の相手方は立地 条件による物件の選定管理 れた当該物件の支担であり、大きでのいいでは要性でのいき上当があり、で 契がして適合をある。 (会計規程第32条第4 項)	非公表	1, 176, 125円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
東京本部別館光熱水料	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部契約室長 岩田一彦 東京都千代田区四番町 5-3	平成26年12月5日	野村不動産株式会社 東京都新宿区西新宿 1-26-2	契約の相手方は立地 条件による物件の選問 れた当該物件の熱性の 会社であり、支払 料につい当ま行うためま 対して適ささいが 争に適ささいたが (会計規程第32条第4 項)	非公表	3, 086, 504円	-	1	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
総合情報システムのAIX 系機器の解体・撤去および 賃貸借業者への返却	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部契約室長 岩田一彦 東京都千代田区四番町 5-3	平成26年12月5日	株式会社日立製作所 東京都江東区新砂1- 6-27	賃貸借契約にては している機器よびり かすりについて、データ 消去および解体の上、 賃貸借業では接来が返 を表があり、賃重を 必要があり、競争を計 が要があめ。(会計規 程第32条第4項)	非公表	1, 728, 000円	1	1	当該場所でなければ行政事務 を行うことが不可能であるこ とから場所が限定され、供給 者が一に特定される賃貸借契 約(当該契約に付随する契約を 含む。)であるため。	5	
平成26年度水道·下水道 料金	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 日本科学未来館副館長 片山正一郎 東京都江東区青海2-41	平成26年12月10日	東京都水道局 東京都江東区新砂1- 7-2	当該地域で供給を行 うことが可能な業者 は同社だけであり、 競争に適さないた め。(会計規程第32 条第4項)	非公表	1, 721, 187円	-	-	電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合)であるため。	8	
2015年Springe r社発行逐次刊行物のメタ データ購入及び書誌・抄録 の著作権	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部少室長 岩田一郡 東京都千代田区四番町 5-3	平成26年12月19日	Springer- SBM B. V. van Godewijckstraat 30, 3311 GX Dordrech	排他的権利の保護に より競争を許さない ため。(会計規程第32 条第4項)	非公表	11, 767, 840円	-	-	行政目的を達成するために不 可欠な特定の情報について当 該情報を提供することが可能 な者から提供を受けるもの	12	
中嶋ナノクラスター集積制 御プロジェクト研究実施場 所の原状回復工事	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部契約室長 岩田一彦 東京都千代田区四番町 5-3	平成26年12月22日	飛島建設株式会社 東京都千代田区三番 町2番地	契約の相手先は、建 物管理規約で指定さ れた業者であり、競 争を許さないため。 (会計規程第32条第4 項)	非公表	15, 120, 000円	-	-	当該場所でなければ行政事務 を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給 者が一に特定される賃貸借契 約(当該契約に付随する契約を 合む。)であるため。	5	

平成26年度インドにおけるレンタルオフィス賃貸借契約	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部契約室長 岩田一彦 東京都千代田区四番町 5-3		s Pvt Lt d, Regus Nehru Place Level 15, Eros	契約の相手方は立地 条件によって選定された当該物件の貸主 であり、競争に適さないため。(会計規程第 32条第4項)	非公表	1, 680, 892円	-	_	当該場所でなければ行政事務 を行うことが不可能であるこ とから場所が限定され、供給 者が一に特定される賃貸借契 約(当該契約に付随する契約を 含む。)であるため。	5	
入札公告 平成27年1月 23日掲載	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 経理部一診 東京都千代田区四番町 5-3	平成26年12月25日	東京官書普及株式会 社 東京都千代田区神田 錦町1-2	官報公告掲載料金は、 国立印刷局の定めに より決定しており料 金の競争性がないた め。(会計規程第32条 第4項)	非公表	1, 237, 005円	-	-	官報、法律案、予算書又は決 算書の印刷等	6	
平成26年度熱料金	独立行政法人科学技術 振興機構 分任契約担当者 日本科学未来館副館長 片山正一郎 東京都江東区青海2-41	平成26年12月26日	東京都江東区有明3-1	当該地域で供給を行うことが可能な業者 は同社だけであり、 競争に適さないた め。(会計規程第32 条第4項)	非公表	8, 985, 695円	-		当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)であるため。	5	

[記載要領]

- 1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
- 2. 本表は、平成26年度に締結した契約のうち、平成27年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
- 3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
- 4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1~12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がないとき、又は再度の入札をしても落札者がない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」